

三原市猫捕獲器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三原市内に生息する猫が与える市民への生活衛生上の問題を未然に防ぐことを目的とした猫捕獲器の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸出対象者 猫捕獲器の貸出しの対象になる者をいう。
- (2) 借受者 第7条の規定による猫捕獲器の貸出申請を行い、猫捕獲器を借り受けた者をいう。

(貸出対象者)

第3条 貸出対象者は、次項に掲げる目的で猫の捕獲をしようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所を有し、及び市内で活動する団体（事務所を有しない団体にあつては、代表者が市内に住所を有するもの）

2 前項に掲げる目的は当該各号に定めるところによる。ただし、営利を目的とするものは、対象としない。

- (1) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術
- (2) 飼い主のいない猫の傷病等の治療
- (3) 飼い主のいない猫を保護し、飼い猫とすること
- (4) 飼い主のいない猫を保護し、飼い主を探すこと
- (5) 飼い猫の不妊・去勢手術
- (6) 飼い猫の傷病等の治療
- (7) 行方不明になった飼い猫の保護
- (8) その他市長が認めた場合

(法令遵守)

第4条 借受者は、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

(2) 広島県動物愛護管理条例(昭和55年条例第2号)

(3) その他関係法令

(猫捕獲器の貸出期間)

第5条 猫捕獲器の貸出期間は、貸出しを行った日を起算日として、14日以内とする。

2 市長は、やむを得ない事由により、猫捕獲器の貸出期間を延長することが適当と認める場合は、7日を上限としてこれを延長することができる。

3 猫捕獲器の貸出期間の終了日が、三原市の休日を定める条例(平成17年三原市条例第2条)第1条に規定する休日に該当するときは、翌開庁日を貸出期間の終了日とする。

(猫捕獲器の貸出に伴う費用)

第6条 猫捕獲器の貸出は、無料とする。

2 猫捕獲器の使用に伴い発生する費用は、借受者の負担とする。

(猫捕獲器の貸出申請)

第7条 貸出対象者は、猫捕獲器を借り受けたいときは、三原市猫捕獲器貸出申請書(別途様式。以下「申請書」とする。)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請に当たっては、運転免許証その他本人であることを確認できる書類を提示しなければならない。

(猫捕獲器の貸出)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、貸出を行うことが適当と認めるときは、猫捕獲器を貸し出すものとする。

(猫捕獲器の設置)

第9条 猫捕獲器の設置場所は、三原市内に限るものとする。

2 借受者は、猫捕獲器を設置するときは、借受者の所有地にこれを設置するものとし、許可なく周辺住民の所有地等に設置してはならない。

(目的外使用の禁止)

第10条 借受者は、第3条第2項に掲げる目的以外で猫捕獲器を使用してはならない。

(猫捕獲器の貸出の取消し)

第11条 市長は、第5条の貸出期間中であっても、借受者が第4条の法令等に違反したことが明らかな場合又はこの要綱の規定に反する行為を行ったことが明らかな場合には、猫捕獲器の返却を命ずることができる。

2 借受者は、前項の規定により猫捕獲器の返却を命じられたときは、速やかにこれを市へ返却しなければならない。

3 市長は、猫捕獲器の返却を命じられた借受者が、正当な理由なくこれに応じないときは、借受者に通知することにより、これを回収することができる。

(猫捕獲器の返却及び報告)

第12条 借受者は、使用した猫捕獲器を洗浄及び消毒したうえで市へ返却しなければならない。

2 借受者は、猫捕獲器により猫を捕獲するなどして、猫捕獲器が不要となった場合には、第5条の貸出期間中であっても、速やかにこれを返却しなければならない。

3 借受者は、借り受けた猫捕獲器を損傷、滅失等したときは、速やかに市長に報告し、借り受けた猫捕獲器と同様の状態に復し、又は同等品を弁償しなければならない。

4 市長は、貸し出した猫捕獲器が貸出期間中に紛失、形状変更、破損及び汚損等が明らかであり、かつ、借受者が前項の原状回復に応じない場合には、借受者に代わり現状回復し、当該現状回復に要した費用を借受者に請求することができる。

(借受者の責務)

第13条 借受者は、借り受けた猫捕獲器を貸与、譲渡、売却し、その他第三者に引き渡す行為をしてはならない。

(免責事項)

第14条 市長は、猫捕獲器の貸出しに起因する全ての事故、紛

争等について、その責任を負わない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。